

本学教員の厚労科研費助成事業の謝金の未払いに関する 調査結果報告書

1. 経緯・概要

2023年9月8日、監査部門による科研費助成事業・厚労科研費助成事業の通常監査において、厚労科研費助成事業の謝金が、非常勤アルバイト従事者に対して未払いとなっていることが、同従事者へのアンケートによって判明した。

本学は、判明した事実について、「追手門学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、予備調査を経て本調査の委員会を設置し、調査を行った結果、非常勤アルバイト従事者に対する謝金支払遅延、及び同遅延による支払金確保のための年度を跨ぐ付替を認定するに至った。

2. 本調査

(1) 委員構成

| | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| 委員長 | 金政祐司 | 追手門学院大学副学長・心理学部教授（内部委員） |
| 委員 | 宮宇地俊岳 | 追手門学院大学副学長・経営学部教授（内部委員） |
| 委員 | 平泉憲一 | 片山・平泉法律事務所 弁護士（外部委員） |
| 委員 | 鈴木一正 | 鈴木一正公認会計士税理士事務所 公認会計士（外部委員） |

(2) 調査期間

2023年12月1日～2024年3月15日

(3) 調査対象

厚労科研費助成事業の謝金

(4) 調査方法・手順

- ・アンケート内容および予備調査委員会の結果の確認
- ・本調査委員会の開催
- ・書面調査（収支簿、出勤表、アンケート等）
- ・対象者および謝金の対象となる業務従事者へのヒアリング

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為

- ① 謝金の支払遅延
- ② 謝金支払のための出勤表の付替（期ずれ）

(2) 不正行為への関与を認定した研究者の職名
教授

(3) 不正行為の具体的内容およびその認定理由

謝金の支払遅延については、収支簿の支払状況からすると、各月分の支払いが、通常手続に要する期間（1ヶ月程度）を超えて支払われていることが常態化していたことが窺われた。支払いが遅延していたこと自体は、業務従事者及び対象者自身からのヒアリングでも、それぞれが認めている。謝金遅延の原因は、対象者自身の勤務管理が不十分であったことにあり、遅延について格別斟酌すべき事情は窺えなかった。

謝金支払のための出勤表の付替については、2022年6月分を請求するための勤務表に、それ以前の出勤分を書き加えた出勤表にするように指示し、勤務していない日を加えた出勤表が作成、提出された。2021年度末において、同年度の科研費の残額が乏しくなったことから、2021年度分の謝金の支払いを2022年度の科研費から捻出しようと考え、6月分に振り替えて請求したものであり、年度単位にて申請・許可する科研費の制度を潜脱する行為と言わざるを得ない。

4. 不正行為が行われた経費

厚生労働行政推進調査事業費補助金

5. 発生要因・再発防止策

(1) 発生要因

直接的には、対象者が科研費にて人を雇用して業務を進める場合の金銭管理、労務管理、学院への謝金請求等の事務手続のいずれもが杜撰であったことによる。この杜撰さの原因は、対象者本人が人を雇用する場合の意識にあり、これが科研費を費消するにあたっての計画的予算化の不十分さになっている。

また、大学の管理責任は科研費制度にとって重要な制度的保障であり、収支簿の支払時期の不自然さなどから、本件においてはより早期の発見も期待できたと思われる。

(2) 再発防止策

本事案について、学部会議（いわゆる教授会）等で学内に周知することで、同様の研究不正が今後起こらないように徹底する。また、従事者との間での雇用契約締結の徹底、及び雇用契約締結前、雇用期間中、雇用終了時における適時確認を通じて、従事者の適正管理を行う。加えて、今回の研究不正を受け、本学で毎年行っている研究不正に関する研修会において、科研費の予算化による計画的消費及び謝金の特殊性への留意を追加して、注意喚起を行っていくと共に、学院の収支簿等の支出状況確認を強化する。

以上